

「佐賀県国土強靱化地域計画」の概要（令和2年3月 変更版）

I 基本事項

1 策定の趣旨

近年見られる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本県においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会を構築するため、本県における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の国土強靱化基本計画（基本計画）との調和が保たれたものとする。

5 計画期間

計画期間は、「佐賀県総合計画2019」と同じく、令和元年度から令和4年度のまでの4年間とする。

ただし、令和5年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

II 想定するリスク

1 本県の特性

国土強靱化に関する施策を検討するに当たっては、本県が有する地勢・地質、気象等の特徴を踏まえておく必要があると考えられることから、次の項目について整理。

- (1) 位置・面積等
- (2) 地勢・地質
- (3) 海岸
- (4) 河川
- (5) 低平地
- (6) 活断層
- (7) 気候

2 過去の災害被害

国土強靱化に関する施策を検討するに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、過去に本県で起きた主な災害被害について整理。

- (1) 大雨
- (2) 台風
- (3) 高潮
- (4) 地すべり等
- (5) 竜巻
- (6) 地震
- (7) 津波

3 計画において想定するリスク

整理した本県の特性や過去の災害被害を踏まえ、本計画の対象となるリスクについては、下記に係る大規模自然災害全般とする。

なお、単独で発生だけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

- (1) 豪雨・大雨(洪水)
- (2) 台風
- (3) 高潮
- (4) 地すべり等
- (5) 竜巻
- (6) 地震
- (7) 津波

「佐賀県国土強靱化地域計画」の概要（令和2年3月変更版）

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法では、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（脆弱性評価）を行うこと」と規定されており（第9条第5号）、また、国の基本計画の策定及び変更は、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき」行う旨を規定している（第17条第1号）。

このため、本計画の策定に当たっても、脆弱性評価を実施。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定。⇒別表のとおり

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画との調和を図りつつ、本県の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22のリスクシナリオを設定。⇒別表のとおり

4 施策分野

国の基本計画との調和を図りつつ、県の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの施策分野を設定。

1. 行政機能・情報手段・組織（政策／危機管理・報道／総務／警察）
2. 生活・環境・文教（県民環境／文化・スポーツ／教育）
3. 保健医療・福祉（健康福祉）
4. 経済・産業（産業労働／農林水産【産業】／地域交流【地方創生・国際交流】）
5. 県土整備・交通（農林水産【土木】／県土整備／地域交流【交通】）

5 評価結果

脆弱性評価の結果として抽出された、課題等について整理。

Ⅳ 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため今後必要となる施策を検討し、施策分野ごとに推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理。

1 行政機能・情報手段

- ・「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立
- ・防災に係る普及啓発を強化
- ・消防防災ヘリコプターの導入
- ・適切な水防情報や土砂災害情報の提供 等

2 生活・環境・文教

- ・学校安全に関する教育を推進
- ・災害廃棄物の処理体制の確保
- ・平時から県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や生活環境の整備
- ・県民協働による災害に強い多様な森づくりを推進 等

3 保健医療・福祉

- ・避難行動要支援者名簿の充実や活用、個別計画の充実を支援
- ・避難所での居住性や安全性の確保支援
- ・災害時医療従事者の養成・研修 等

4 経済・産業

- ・県内企業のBCP策定の支援
- ・市町との役割分担によるアレルギー食品の備蓄
- ・温暖化に伴う気候変動に応じた適応策を推進
- ・防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などの推進 等

5 県土整備・交通

- ・建築物の耐震化の推進
- ・河川管理施設、土砂防止施設等の適切な維持管理
- ・クリークの護岸整備や危険なため池に対する整備を推進
- ・道路施設、港湾施設、空港等の整備や機能強化の実施
- ・大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性調査 等

Ⅴ 計画の推進と不断の見直し

本計画の計画期間は4年間であるが、計画期間中であっても、「佐賀県総合計画2019」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行うものとする。

別表 脆弱性評価における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生
II 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断
IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生後であっても、県民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
		4-5 市街地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態